

## 第2章 各種計画との連携

### 1 主な関連計画

本市では、「第六次富士市総合計画」において目指す都市像を定め、その実現のため、法令等を根拠に様々な計画が策定されています。これらの各計画との連携を図りながら、「ふじの教育」基本目標である「明日を拓く 輝く『ふじの人』づくり」を広く進めていきます。

#### 第六次富士市総合計画

【計画の目的】 市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを実現するため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

【教育振興基本計画との関連】 「基本目標2 次代を担うひとを育むまち」において、教育環境の充実、持続可能な社会の担い手となる人材の育成、生涯にわたって、学び続けられる環境づくりを進める。

#### 第二次富士市子ども・若者育成支援計画

【計画の目的】 すべての子ども・若者が健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことができる地域社会を実現するため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画に示された基本理念等の考え方を具現化していくための部門別計画と位置付けている。すべての子ども・若者の育成支援に関する基本的な方針や計画の体系、進むべき施策の方向性を示す。

## 第三次富士市スポーツ推進計画

【計画の目的】 だれもが・いつでも・どこでも・いつまでも、スポーツを楽しみ、生涯スポーツの推進、人材の育成、スポーツ施設等の整備・活用等の施策を展開するとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツの好循環を生み出していくため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成における生涯スポーツの推進について、具体的施策を示す。

## 富士市文化推進基本計画

【計画の目的】 こころ豊かな社会を実現するための本市における文化振興の基本となる計画であり、文化振興の基本的な考え方や計画の体系、進むべき施策の方向性を示すため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画の基本理念を具現化していくための分野別の計画。明日を拓く輝く「ふじの人」の育成における、こころ豊かな市民文化の創造に向けて、具体的施策を示す。

## 富士市文化財保存活用地域計画

【計画の目的】 住民・地域・市などの多様な主体が連携して、指定・未指定にかかわらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画の基本理念を具現化していくための分野別の計画。未指定を含めた文化財をまちづくりにも活かしつつ、地域社会総がかりで文化財を保存・活用していくための具体的施策を示す。

## 第三次富士市子ども読書活動推進計画

【計画の目的】「子どもが本と出会い、読書を楽しむまち ふじ」の基本理念を具現化するため。

【計画の期間】令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

【教育振興基本計画との関連】富士市教育振興基本計画の基本理念を具現化していくための分野別の計画。次世代を担う子どもの育成において重要な読書活動を推進するための、具体的施策を示す。

## 第二期富士市子ども・子育て支援事業計画

【計画の目的】子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため。

【計画の期間】令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

【教育振興基本計画との関連】「子どもが健やかに育ち安心して子どもを生き育てることができるまち ふじ」を目指し、教育の質の向上、子育て支援と育児環境の整備、多様な生き方・働き方の支援のための環境整備等、子どもの健やかな成長や家庭での子育てを支えていく。

## 富士市子どもの権利条例

【条例の目的】全ての子どもが子どもの権利を侵害されることなく、命を守られ、自分らしく生き、成長及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため。

【教育振興基本計画との関連】教育活動全般にわたって、子どもの権利は保障されることから、教育振興基本計画を含め、子どもに係る全ての施策は、この条例を前提として実現される。